

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律による特定地域づくり事業の変更の届出について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 5 条第 5 項の規定により、特定地域づくり事業変更届出書が提出されたので、同法同条第 6 項の規定により公示する。

（変更届出日 令和 5 年 2 月 9 日）

事 項	変更前	変更後
代表者の氏名	平安 正吾	朝戸 末男

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律による特定地域づくり事業協同組合の変更の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更を認定したので、同法同条第 4 項の規定により公示する。

（変更認定日 令和 4 年 6 月 29 日）

事 項	変更前	変更後
名 称	えらぶ島づくり事業協同組合	—
住 所	鹿児島県大島郡和泊町大字和泊 10 番地	—
代表者の氏名	平安 正吾	—
事業所の名称	えらぶ島づくり事業協同組合	—
事業所の所在地	鹿児島県大島郡和泊町大字和泊 10 番地	—
地 区	鹿児島県大島郡和泊町及び知名町	—
事 業	<p>(1) 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業</p> <p>(2) 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための移住支援事業及び研修事業の企画・実施</p> <p>(3) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</p> <p>(4) 組合員の福利厚生に関する事業</p> <p>(5) 前各号の事業に附帯する事業</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための有料職業紹介事業、<u>移住支援事業及び研修事業の企画・実施</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>
有効期間の満了の日	令和 13 年 5 月 24 日	—